

仲裁について

次のように仲裁の申請をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 件名 水産海洋技術センター取水管復旧工事（H29）の請負契約に関する紛争
- 2 概要 沖縄県は、水産海洋技術センター取水管復旧工事（H29）について、建設工事請負契約の相手方である極東建設株式会社の責めに帰すべき事由により工事を完成する見込みが明らかにならないと認められたことから契約を解除し、同社に対して、違約金の支払、前払金の返還及び県が同社に支給した工事材料（以下「支給材料」という。）の返還を請求したが、同社がこれに応じないため、沖縄県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するものである。
- 3 当事者 申請人 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被申請人 那覇市港町2丁目6番18号
極東建設株式会社
- 4 仲裁を求める事項
 - (1) 被申請人は、申請人に対して、違約金を支払い、前払金を返還するとともに、これらに対する利息又は遅延損害金を支払え。
 - (2) 被申請人は、申請人に対して、支給材料を返還せよ。
 - (3) 仲裁費用は、被申請人の負担とする。
- 5 仲裁遂行の方針
 - (1) 支給材料が滅失又は毀損した場合は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償することの請求を追加するものとする。
 - (2) 必要がある場合は、和解するものとする。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

水産海洋技術センター取水管復旧工事（H29）の請負契約に関する紛争の解決を図るため、沖縄県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。